

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構現業職員の給与の種類及び基準に関する規程

(令和8年4月1日規程第39号)

(目的)

**第1条** この規程は、単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という）の給与の種類、基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

**第2条** 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給与の基準)

**第3条** 職員の給与の額、初任給、昇給等については、職員以外の地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員との権衡、勤務の特殊性その他の事情を考慮して定めるものとする。

(実施規定)

**第4条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。